

令和3年度 雇用・労働分野の 助成金のご案内 （簡略版）



I 雇用関係助成金のご案内

…P.3～P.22

●「雇用関係助成金」検索表

…P.5

ご利用になりたい助成金を検索することができます。

●雇用関係助成金の詳細

…P.9

A 雇用維持関係の助成金	P 9
B 再就職支援関係の助成金	P 9
C 転職・再就職拡大支援関係の助成金	P 10
D 雇入れ関係の助成金	P 10
E 雇用環境整備等関係の助成金	P 12
F 両立支援等関係の助成金	P 15
G 人材開発関係の助成金	P 16

●雇用関係助成金のお問い合わせ先

…P.21

II 労働条件等関係助成金のご案内

…P.23～P.27

●労働条件等関係助成金の詳細

…P.23

A 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げ支援関係の助成金	P 23
B 労働時間等の設定改善の支援関係の助成金	P 24
C 受動喫煙防止対策の支援関係の助成金	P 24
D 産業保健活動の支援関係の助成金	P 25
E 最新の安全規格に適合するための補助金	P 25
F 高齢者の安全衛生確保対策の支援関係の補助金	P 26
G 溶接ヒューム濃度測定のための補助金	P 26
H 退職金制度の確立等の支援関係の助成金	P 26

●労働条件等関係助成金のお問い合わせ先

…P.27

「I 雇用関係助成金」については、

都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

「II 労働条件等関係助成金」については、

都道府県労働局・(独)労働者健康安全機構・(独)勤労者退職金共済機構

にお問い合わせください。

I 雇用関係助成金のご案内

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひ、ご活用ください。

受給対象となる事業主（事業主団体を含む）

- 雇用保険適用事業所の事業主
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

審査への協力の具体例

- ・審査に必要な書類を整備・保管する。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の現地調査に応じる。

実際に助成金を受給するためには、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

支給申請期間

- 助成金の支給申請期間は、原則申請が可能となった日から2か月以内です。

中小企業事業主等の範囲

- 雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

- ただし、以下の助成金については、範囲が異なります。

<人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）>

上記の表に加えて、以下の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時雇用する労働者の数」のいずれかを満たす企業等も「中小企業者」に該当

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業※	3億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業または 情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

<両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）>

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下

生産性要件について

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増等を行います。

(1) 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、

- ・ その3年度前(※1)に比べて6%以上伸びていること または、
- ・ その3年度前(※1)に比べて1%以上(6%未満)伸びていること(※2)

※1 3年度前の初日に雇用保険適用事業主であることが必要です。また、会計期間の変更などにより、会計年度が1年未満の期間がある場合は、当該期間を除いて3年度前に遡って算定を行います

※2 この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること(一部の助成金を除く)

☞「事業性評価」とは、都道府県労働局が、助成金を申請する事業主の承諾を得た上で、事業の見立て(市場での成長性、競争優位性、事業特性及び経営資源・強み等)を与信取引等のある金融機関に照会し、その回答を参考に、割増支給等の判断を行うものです。

なお、「与信取引」とは、金融機関から借入を受けている場合の他に、借入残高がなくとも、借入限度額(借入の際の設定上限金額)が設定されている場合等も該当します。

(2) 「生産性」は、
次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値(※3)}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※3 付加価値とは、企業の場合、営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃借料+租税公課の式で算定され、直近の会計年度もその3年度前もプラスであることが必要です。

なお、企業会計基準を用いることができない事業所については、厚生労働省のホームページを参照いただくか管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

- なお、ここでいう「人件費」は、従業員の給与や退職金等であり、**役員報酬等は含めません**。
- また、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

詳しくは厚生労働省HP「事業主の方のための雇用関係助成金」をご参照ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

雇用関係助成金に関するお問い合わせ先

都道府県労働局、公共職業安定所(ハローワーク)、

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課等

過去に「雇用調整助成金」等の助成金を受給した事業主の皆さまへ

毎月勤労統計調査の事案による再計算により、過去に「雇用調整助成金」等の助成金を受給した事業主で追加支給の対象になる方に「お知らせ」の送付、お申し出の受付を行っています。

- ・ 平成23年度から平成30年度に受給し、労働局で追加支給の対象となることが確認できた事業主の方に対し、「お知らせ」を送付しています。
- ・ 平成16年度から平成22年度に受給し、一定の要件に該当する場合に、追加支給の対象となる可能性がありますので、当時受給していたことを確認できる書類をお持ちの場合は、関係書類とともにお申し出をお願いします。必要な書類等、詳細についてはホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00036.html

▶毎月勤労統計調査に係る雇用・労災保険等の追加給付 等に関するホームページ

「雇用関係助成金」検索表

雇用関係助成金一覧(9～17頁)の各助成金の番号です。

【助成の対象】		【主要要件】	【助成金名】	【番号】	【ページ】
労働者の雇用維持を図る（A 雇用維持関係の助成金）					
経営が悪化する中で、休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する			雇用調整助成金	1	p.9
新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化する中で、在籍型出向により労働者の雇用を維持する			産業雇用安定助成金	2	p.9
離職する労働者の再就職支援を行う（B 再就職支援関係の助成金）					
再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	事業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者		労働移動支援助成金（Ⅰ 再就職支援コース）	3-Ⅰ	p.9
早期に雇い入れる	事業規模縮小等により離職を余儀なくされた労働者		労働移動支援助成金（Ⅱ 早期雇入れ支援コース）	3-Ⅱ	p.9
中途採用する（C 転職・再就職拡大支援関係の助成金）					
中途採用を拡大する	雇用期間の定めのない労働者	中途採用率の拡大、45歳以上の方を初採用又は情報公表・中途採用者数の拡大	中途採用等支援助成金（Ⅰ 中途採用拡大コース）	4-Ⅰ	p.10
東京圏からの移住者（※）を雇い入れる ※地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る。			中途採用等支援助成金（Ⅱ UIJターンコース）	4-Ⅱ	p.10
起業する（C 転職・再就職拡大支援関係の助成金）					
起業により中高年齢者等を雇い入れる			中途採用等支援助成金（Ⅲ 生涯現役起業支援コース）	4-Ⅲ	p.10
新たに労働者を雇い入れる（D 雇入れ関係の助成金）					
継続して雇用する労働者として雇い入れる	母子家庭の母等		特定求職者雇用開発助成金（Ⅰ 特定就職困難者コース）	5-Ⅰ	p.10
	高齢者	60～64歳	特定求職者雇用開発助成金（Ⅰ 特定就職困難者コース）	5-Ⅰ	p.10
		65歳以上	特定求職者雇用開発助成金（Ⅱ 生涯現役コース）	5-Ⅱ	p.10
	被災離職者等		特定求職者雇用開発助成金（Ⅲ 被災者雇用開発コース）	5-Ⅲ	p.10
	身体障害者・知的障害者・精神障害者		特定求職者雇用開発助成金（Ⅰ 特定就職困難者コース）	5-Ⅰ	p.10
	発達障害者・難病患者		特定求職者雇用開発助成金（Ⅳ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	5-Ⅳ	p.10
	正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用になくことが困難な者		特定求職者雇用開発助成金（Ⅴ 就職氷河期世代安定雇用実現コース）	5-Ⅴ	p.11
	自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等		特定求職者雇用開発助成金（Ⅵ 生活保護受給者等雇用開発コース）	5-Ⅵ	p.11
一定期間試行的に雇い入れる	安定就業を希望し、離職又は転職を繰り返す者等		トライアル雇用助成金（Ⅰ 一般トライアルコース）	6-Ⅰ	p.11
	障害者		トライアル雇用助成金（Ⅱ 障害者トライアルコース）	6-Ⅱ	p.11
	短時間労働の精神障害者・発達障害者		トライアル雇用助成金（Ⅲ 障害者短時間トライアルコース）	6-Ⅲ	p.11
	新型コロナウイルス感染症の影響による離職者		トライアル雇用助成金（Ⅳ 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）	6-Ⅳ	p.11
	短時間労働を希望する新型コロナウイルス感染症の影響による離職者		トライアル雇用助成金（Ⅴ 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）	6-Ⅴ	p.11
	若年者または女性を建設技能労働者等として雇い入れる		建設業の中小事業主 事業所の設置・整備をした場合	トライアル雇用助成金（Ⅵ 若年・女性建設労働者トライアルコース）	6-Ⅵ
雇用情勢が特に厳しい地域等に居住する地域求職者等を雇い入れる			地域雇用開発助成金（Ⅰ 地域雇用開発コース）	7-Ⅰ	p.11
		沖縄県内に居住する35歳未満の求職者		地域雇用開発助成金（Ⅱ 沖縄若年者雇用促進コース）	7-Ⅱ

労働者の雇用環境の整備を図る（E 雇用環境整備等関係の助成金）

障害者等関係	職場定着のための措置	正規雇用・無期雇用等へ転換を行う		キャリアアップ助成金（Ⅱ 障害者正社員化コース）	18-Ⅱ	p.14
		障害者の支援を実施する職場支援員（※1）を配置する		障害者介助等助成金	10	p.12
		職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる		障害者介助等助成金	10	p.12
	職場適応援助者の配置	職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を実施する		職場適応援助者助成金	11	p.12
	作業施設整備	障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する		障害者作業施設設置等助成金	8	p.12
	福祉施設整備	障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	→ 事業主団体も可	障害者福祉施設設置等助成金	9	p.12
	介助措置	障害者の雇用管理のために必要な介助者等を配置または委嘱する（※2）		障害者介助等助成金	10	p.12
	通勤措置	障害者の通勤を容易にするための措置（※3）を実施する	→ 一部、事業主団体も可	重度障害者等通勤対策助成金	12	p.12
	事業施設整備等	重度障害者を多数継続雇用する事業施設等の整備等を実施する		重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	13	p.12
対象労働者	雇用管理制度（諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る		→ 短時間正社員制度のみ保育事業主	人材確保等支援助成金（Ⅰ 雇用管理制度助成コース）	14-Ⅰ	p.12
	介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下を図る		→ 介護事業主	人材確保等支援助成金（Ⅱ 介護福祉機器助成コース）	14-Ⅱ	p.12
	人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する		→ 都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体	人材確保等支援助成金（Ⅲ 中小企業団体助成コース）	14-Ⅲ	p.13
	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る			人材確保等支援助成金（Ⅳ 人事評価改善等助成コース）	14-Ⅳ	p.13
	適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・実施を通じて従業員の離職率の低下を図る			人材確保等支援助成金（Ⅴ テレワークコース）	14-Ⅴ	p.13
	建設労働者	雇用管理改善制度の導入・実施を通じて従業員の入職率目標を達成する 雇用する登録基幹技能者等の賃金テーブル又は資格手当の増額改定を実施する	→ 建設業の中小事業主	人材確保等支援助成金（Ⅴ 雇用管理制度助成コース（建設分野））	14-Ⅴ	p.13
		若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	→ 建設業の事業主または事業主団体	人材確保等支援助成金（Ⅵ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））	14-Ⅵ	p.13
		被災三県に所在する作業員宿舎等を賃借する 自ら施工管理する建設工事現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する 認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置・整備を行う	→ 建設業の中小事業主 建設業の元方の中小事業主 職業訓練法人	人材確保等支援助成金（Ⅶ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））	14-Ⅶ	p.13

※1 対象労働者に対して業務遂行に必要な援助・指導を行う専門家

※2 ①職場介助者を配置または委嘱する、②手話通訳、要約筆記等の担当者を委嘱する、③合理的配慮に係る相談等に応じる者を増配置または委嘱する

※3 ①重度障害者等用社宅を賃借する、②社宅に入居した障害者に対して指導・援助を行う指導員を配置する、③障害者に対して住宅手当を支給する、④通勤用バスを購入する、⑤通勤用バス運転手を委嘱する、⑥通勤援助者を委嘱する、⑦自動車通勤のための駐車場を賃借する、⑧通勤用自動車を購入する

労働者の雇用環境の整備を図る（E 雇用環境整備等関係の助成金）

対象労働者	外国人労働者	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化など）を通じて、外国人労働者の職場定着を図る	外国人労働者を雇用する事業主	人材確保等支援助成金 （Ⅷ 外国人労働者就労環境整備助成コース）	14-Ⅷ	p.13
	季節労働者	通年雇用をする	積雪寒冷地域の林業・建設業・水産食料品製造業等	通年雇用助成金	15	p.13
	高年齢者	65歳以上への定年引上げ等を実施する		65歳超雇用推進助成金 （Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース）	16-Ⅰ	p.13
		高年齢者の雇用管理制度の整備等に係る措置を実施する		65歳超雇用推進助成金 （Ⅱ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）	16-Ⅱ	p.13
		無期雇用への転換を実施する		65歳超雇用推進助成金 （Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース）	16-Ⅲ	p.13
		60歳から64歳までの高年齢労働者に適用される賃金規定等の増額改定を実施する		高年齢労働者処遇改善促進助成金	17	p.14
	有期雇用労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）	正規雇用労働者等へ転換または直接雇用を実施する		キャリアアップ助成金 （Ⅰ 正社員化コース）	18-Ⅰ	p.14
		障害のある労働者を正規雇用労働者等へ転換する		キャリアアップ助成金 （Ⅱ 障害者正社員化コース）	18-Ⅱ	p.14
		賃金規定等の増額改定により賃金の引上げを実施する		キャリアアップ助成金 （Ⅲ 賃金規定等改定コース）	18-Ⅲ	p.14
		正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する		キャリアアップ助成金 （Ⅳ 賃金規定等共通化コース）	18-Ⅳ	p.14
		正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入する、または法定外の健康診断制度を導入する		キャリアアップ助成金 （Ⅴ 諸手当制度等共通化コース）	18-Ⅴ	p.14
		有期雇用労働者等を新たに社会保険に加入させると同時に被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施する	500人以下の事業主で短時間労働者の適用拡大を実施した事業主（100人を超える事業主については一部の助成が令和3年9月30日まで）	キャリアアップ助成金 （Ⅵ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース）	18-Ⅵ	p.15
		短時間労働者の所定労働時間を延長すると同時に社会保険に加入させる		キャリアアップ助成金 （Ⅶ 短時間労働者労働時間延長コース）	18-Ⅶ	p.15

仕事と家庭の両立支援等に取り組む（F 両立支援等関係の助成金）

男性の育児休業・育児目的休暇取得	男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者が育児休業等を取得する		両立支援等助成金 (Ⅰ 出生時両立支援コース) 【子育てパパ支援助成金】	19-I	p.15
仕事と介護の両立支援	介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得する 介護支援プランに基づき、労働者が介護両立支援制度を利用する 新型コロナウイルス感染症への対応として労働者が家族を介護するための有給休暇を取得する	中小企業事業主 (※4を除く)	両立支援等助成金 (Ⅱ 介護離職防止支援コース)	19-II	p.15
育休復帰支援プラン・代替要員確保・職場復帰後支援	育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が育児休業を取得する 対象労働者の育児休業期間中の代替要員を確保するとともに対象労働者を原職復帰させる 育休復帰後の労働者の支援に取り組む 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、労働者が特別休暇を取得する(※4)	中小企業事業主 (労働者数300人以下)	両立支援等助成金 (Ⅲ 育児休業等支援コース)	19-III	p.15
女性が活躍しやすい職場環境の整備	女性の活躍推進に関する目標を設定し、取組を行いその目標を達成する		両立支援等助成金 (Ⅳ 女性活躍加速化コース)	19-IV	p.16
事業所内保育施設の設置等	事業所内保育施設を設置・運営・増築する(※5)		両立支援等助成金 (Ⅴ 事業所内保育施設コース)	19-V	p.16
妊娠中の女性労働者が安心して有給の休暇を取得できる職場環境の整備	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度を設け、労働者が有給の休暇を取得する		両立支援等助成金 (Ⅵ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)	19-VI	p.16
仕事と不妊治療の両立支援	不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい雇用環境整備に取り組み、不妊治療を受けている労働者が休暇制度等を取得する	中小企業事業主	両立支援等助成金 (Ⅶ 不妊治療両立支援コース)	19-VII	p.16

労働者の職業能力の向上を図る（G 人材開発関係の助成金）

訓練効果が高い10時間以上の訓練	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練、若年者への訓練、労働生産性向上に資する訓練等を実施する	事業主 事業主団体等	人材開発支援助成金 (Ⅰ 特定訓練コース)	20-I	p.16
職務に関連した20時間以上の訓練	職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を実施する		人材開発支援助成金 (Ⅱ 一般訓練コース)	20-II	p.16
教育訓練休暇制度、長期教育訓練休暇制度の導入	有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける 有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける	事業主	人材開発支援助成金 (Ⅲ 教育訓練休暇付与コース)	20-III	p.16
有期契約労働者等に対する訓練	有期契約労働者等の人材育成を図る		人材開発支援助成金 (Ⅳ 特別育成訓練コース)	20-IV	p.17
建設労働者に対する訓練	認定訓練を実施または建設労働者に受講させる	建設業の中小事業主 または中小事業主団体	人材開発支援助成金 (Ⅴ 建設労働者認定訓練コース)	20-V	p.17
	建設労働者に技能実習を受講させる	建設業の事業主 または事業主団体	人材開発支援助成金 (Ⅵ 建設労働者技能実習コース)	20-VI	p.17
障害者に対する訓練	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する	事業主、事業主団体、 社会福祉法人等	人材開発支援助成金 (Ⅶ 障害者職業能力開発コース)	20-VII	p.17
都道府県労働局長からの委託により、事業所での作業環境へ適応させるための訓練を行う			職場適応訓練費	21	p.17

※5 現在、新規の申請受付は行っておりません。

雇用関係助成金一覧

※ 助成金の財源は事業主提出の雇用保険二事業です。★は障害者雇用納付金制度、☆は財源の一部が一般会計の助成金です。
◆は、生産性要件（一部成長性要件）を付与する助成金です。生産性要件を満たす場合の助成額は＜＞で記載しています。
※記載されている内容は概要です。詳細については、詳細版をご覧ください。21～22ページの問い合わせ先にお尋ねください。

(問い合わせ先)
【労働局】都道府県労働局またはハローワーク(p.21)
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課等 (p.22)

A. 雇用維持関係の助成金

1 雇用調整助成金		【労働局】
景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合(※1)に、休業、教育訓練、または出向(※2)によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の一部助成2/3(中小企業以外1/2) 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算	
(※1)売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等 (※2)3か月以上1年以内の出向に限る	【出向の場合】 出向元事業主の負担額の一部助成2/3(中小企業以外1/2)	
2 産業雇用安定助成金		【労働局】
新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合(※1)に、雇用の維持を図るため、出向(※2)によって、その雇用する労働者を送り出す事業主、又は、当該労働者を受け入れる事業主に対して助成	【出向運営経費】 出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金及び諸経費の一部を助成4/5(中小企業以外2/3)(※1)(1人1日あたり出向元・先の計12,000円を上限) (※1)出向元事業主が解雇等を行っていない等、雇用の維持に取り組んでいる場合には、9/10(中小企業以外3/4) 【出向初期経費】 出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向に要する初期経費として1人あたり10万円(※2) (※2)出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ一定の要件を満たす場合には、15万円	
(※1)売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近1か月間の値が、前年同期に比べ5%以上減少していること等 (※2)1か月以上2年以内の出向に限る(助成対象期間は12か月)		

B. 再就職支援関係の助成金

3 労働移動支援助成金		【労働局】
3-I 再就職支援コース		
事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主(再就職が実現した場合に限る)に対して助成	【再就職支援】 委託費用の1/2(中小企業以外1/4) 支給対象者45歳以上 委託費用の2/3(中小企業以外1/3) 特別区分(※)に該当する場合、 委託費用の2/3(中小企業以外1/3) 支給対象者45歳以上 委託費用の4/5(中小企業以外2/5) (1人あたり上限60万円) 訓練を委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3(上限30万円) グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算 【休暇付与支援】 日額8,000円(中小企業以外5,000円)を支給(上限180日分) 離職後1か月以内に再就職を実現した場合、1人あたり10万円を加算 【職業訓練実施支援】 教育訓練施設等に訓練を直接委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3(上限30万円) (※)職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合	
3-II 早期雇入れ支援コース◆		
事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成	【早期雇入れ支援】(1年度1事業所あたり500人上限) 通常助成 1人あたり30万円 優遇助成(※1) 1人あたり40万円(注) 優遇助成(賃金上昇区分)(※2) 1人あたり60万円 (雇入れから6か月経過後に40万円、さらに6か月経過後に20万円) (注)優遇助成について、新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小等を行った事業所から離職した45歳以上の者を、離職前とは異なる業種の事業主が雇い入れた場合は40万円を加算。 【人材育成支援(※3)】 通常助成 OJT 訓練実施助成 800円/時 Off-JT 賃金助成 900円/時 + 訓練経費助成(上限30万円) 優遇助成(※1) OJT 訓練実施助成 900円/時 Off-JT 賃金助成 1,000円/時 + 訓練経費助成(上限40万円) 優遇助成(賃金上昇区分)(※2) OJT 訓練実施助成 1,000円/時 Off-JT 賃金助成 1,100円/時 + 訓練経費助成(上限50万円) (※1)成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇い入れた場合 (※2)優遇助成の要件を満たす事業所の事業主が、対象者の採用1年後に賃金アップした場合 (※3)早期雇入れ支援の対象者に対して、職業訓練を実施した場合に上乗せとして支給	

C. 転職・再就職拡大支援関係の助成金

4 中途採用等支援助成金		【労働局】										
4 - I 中途採用拡大コース◆												
中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の拡大、②45歳以上の方を初めて採用または③中途採用に係る情報公開を行い、中途採用者数の拡大)させた事業主に対して助成	【中途採用拡大助成】 ①の場合 50万円(※1)または70万円(※2) 計画期間前の中途採用率が0%の場合、上記額に10万円を上乗せ ②の場合 60万円または70万円(※3) ③の場合 30万円(※4) (※1)中途採用率を20ポイント以上向上させた場合 (※2)中途採用率を40ポイント以上向上させた場合 (※3)60歳以上の対象者を初採用した場合は70万円を支給 (※4)中途採用者の1年後の定着に対して20万円を上乗せ 【生産性向上助成(※5)】 ①の場合 <25万円> ②の場合 <30万円> ③の場合 <15万円> (※5)中途採用拡大に取り組む際に提出した中途採用計画の開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給											
4 - II UIJターンコース												
東京圏からの移住者(※)を雇い入れた事業主に対してその採用活動に要した経費の一部を助成 ※地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る	助成対象経費に1／3(中小企業は1／2)を乗じた額 (上限100万円)											
4 - III 生涯現役起業支援コース◆												
中高年齢者(40歳以上)が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる労働者の雇入れ(※1)を行う際に要した、雇用創出措置(※2)に対して助成 (※1)60歳以上の者を1名以上、40歳以上60歳未満の者を2名以上、または40歳未満の者を3名以上(40歳以上60歳未満の者を1名雇い入れる場合は40歳未満の者を2名以上) (※2)対象労働者の雇入れにあたり、事業主が行うべき措置であって、募集及び採用並びに教育訓練に関するもの	【雇用創出措置助成】 <table><tr><td>起業者が60歳以上の場合</td><td>助成率</td><td>2／3</td><td>助成額の上限</td><td>200万円</td></tr><tr><td>起業者が40歳～59歳の場合</td><td>助成率</td><td>1／2</td><td>助成額の上限</td><td>150万円</td></tr></table> 【生産性向上助成(※)】 <上記により助成された額の25%の額> (※)雇用創出措置に係る計画書を提出した年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給	起業者が60歳以上の場合	助成率	2／3	助成額の上限	200万円	起業者が40歳～59歳の場合	助成率	1／2	助成額の上限	150万円	
起業者が60歳以上の場合	助成率	2／3	助成額の上限	200万円								
起業者が40歳～59歳の場合	助成率	1／2	助成額の上限	150万円								

D. 雇入れ関係の助成金

5 特定求職者雇用開発助成金 【労働局】	
5-I 特定就職困難者コース☆	
高年齢者(60歳以上65歳未満)や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成 (※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること	【高年齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 1人あたり60万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者(※)は40万円(中小企業以外30万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外30万円) 【身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】 1人あたり240万円(中小企業以外100万円) 短時間労働者(※)は80万円(中小企業以外30万円) (※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)
5-II 生涯現役コース	
65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成 (※)雇用保険の高年齢被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが確実であると認められること	1人あたり70万円(中小企業以外60万円) 短時間労働者は50万円(中小企業以外40万円)
5-III 被災者雇用開発コース	
東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成 (※)雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが見込まれること	1人あたり60万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は40万円(中小企業以外30万円)
5-IV 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	
発達障害者または難病患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成 (※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること	1人あたり120万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は80万円(中小企業以外30万円)

5-V 就職氷河期世代安定雇用実現コース	
いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用就くことが困難な者(※)を正規雇用労働者(短時間労働者を除く)として雇い入れた事業主に対して助成 (※)次のいずれにも該当する者 ①雇入れ日現在の満年齢が35歳以上55歳未満の者 ②雇入れ日前直近5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者 ③紹介日時点で失業状態の者または非正規雇用労働者かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」 ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者	1人あたり60万円(中小企業以外50万円)
5-VI 生活保護受給者等雇用開発コース	
地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成 (※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること	1人あたり60万円(中小企業以外50万円) 短時間労働者は40万円(中小企業以外30万円)
6 トライアル雇用助成金	
6-I 一般トライアルコース	
職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者(※)を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成 (※)次の①～⑤のいずれかに該当する者 ① 2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者 ② 離職している期間が1年を超えている者 ③ 妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの ④ 55歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者 ⑤ 就職支援に当たって特別の配慮を要する以下の者 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間) 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 月額最大5万円(最長3か月間)
6-II 障害者トライアルコース	
就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成	【精神障害者の場合】 ・助成期間:最長6か月 ・トライアル雇用期間:原則6～12か月 ・助成額:雇入れから3か月間 → 1人あたり月額最大8万円 ・助成額:雇入れから4か月以降 → 1人あたり月額最大4万円 【上記以外の場合】 ・助成期間:最長3か月 ・トライアル雇用期間:原則3か月。ただし、テレワークによる勤務を行う者は、最大6か月まで延長可能。 ・助成額:1人あたり月額最大4万円
6-III 障害者短時間トライアルコース	
直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円(最長12か月間)
6-IV 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース	
新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、離職期間が3か月を超え、かつ、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1週間の所定労働時間が30時間以上で一定期間試行雇用する事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)
6-V 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース	
新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、離職期間が3か月を超え、かつ、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満で一定期間試行雇用する事業主に対して助成	1人あたり月額最大2.5万円(最長3か月間)
6-VI 若年・女性建設労働者トライアルコース	
若年者(35歳未満)又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース、障害者トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース又は新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース)の支給を受けた中小建設事業主に対して助成	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間) ※新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合 1人あたり月額最大2.5万円(最長3か月間)
7 地域雇用開発助成金	
7-I 地域雇用開発コース◆	
同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島地域等において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った事業主に対して助成	事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数等に応じて48～760万円＜60～960万円＞を支給(最大3年間(3回)支給) 創業の場合、1回目の支給において支給額の同額を上乗せ 中小企業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ
7-II 沖縄若年者雇用促進コース	
沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇入れを行った事業主に対して助成	支払った賃金に相当する額の1/3(中小企業以外1/4) 助成対象期間は1年間(定着状況が特に優良な場合は2年間) 定着状況が特に優良な場合の2年目の助成額 支払った賃金に相当する額の1/2(中小企業以外1/3)

E. 雇用環境の整備関係等の助成金

8 障害者作業施設設置等助成金★		【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成	支給対象費用の2／3	
9 障害者福祉施設設置等助成金★		【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】
継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成	支給対象費用の1／3	
10 障害者介助等助成金★		【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の雇用管理のために、必要な介助者等を配置または委嘱、職場復帰のために必要な職場適応措置を行う事業主に対して助成	【職場介助者の配置または委嘱】 支給対象費用の3／4 【職場介助者の配置または委嘱の継続措置】 支給対象費用の2／3 【手話通訳、要約筆記等の担当者の委嘱】 委嘱1回あたりの費用の3／4 【障害者相談窓口担当者の配置等】 ・担当者の増配置 担当者1人あたり月額8万円 ・増配置した担当者が合理的配慮に係る相談業務以外にも従事 担当者1人あたり月額1万円 ・研修の受講 (受講費): 障害者専門機関等に支払った額の2／3 (賃金): 担当者1人あたり1時間につき700円 ・障害者専門機関等への委嘱: 対象経費の2／3 【職場支援員の配置】 ・職場支援員を雇用契約により配置 1人あたり月額4万円(中小企業以外月額3万円) 短時間労働者は、月額2万円(中小企業以外月額1.5万円) ※職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限 ・職場支援員を委嘱契約により配置 委嘱による支援1回あたり1万円(最大月4万円が上限) ※助成対象期間は、2年間(精神障害者は3年間)が上限 【職場復帰支援】 1人あたり月額6万円(中小企業以外月額4.5万円) さらに、職種転換等に伴い、新たな職務の遂行に必要な基本的な知識・技術 を習得するための講習を実施した場合に、要した経費に応じて助成 5万円以上～10万円未満 1事業所あたり3万円(中小企業以外2万円) 10万円以上～20万円未満 1事業所あたり6万円(中小企業以外4.5万円) 20万円以上 1事業所あたり12万円(中小企業以外9万円) ※助成対象期間は、1年間が上限	
11 職場適応援助者助成金★		【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】
職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成(同一の企業 在籍型職場適応援助者については申請事業所毎で1回まで) (※)ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする者	【職場適応援助者による支援】 ①訪問型職場適応援助者 1日の支援時間が4時間以上(精神障害者は3時間以上)の日 1.6万円 1日の支援時間が4時間未満(精神障害者は3時間未満)の日 8,000円 ※助成対象期間は、1年8か月(精神障害者は2年8か月)が上限 ②企業 在籍型職場適応援助者 ＜精神障害者の支援＞ 1人あたり月額12万円(中小企業以外月額9万円) 短時間労働者は、月額6万円(中小企業以外月額5万円) ＜精神障害者以外の支援＞ 1人あたり月額8万円(中小企業以外月額6万円) 短時間労働者は、月額4万円(中小企業以外月額3万円) ※助成対象期間は、6か月が上限 【職場適応援助者養成研修】 職場適応援助者養成研修の受講料の1／2	
12 重度障害者等通勤対策助成金★		【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主に対して助成	支給対象費用の3／4	
13 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金★		【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】
重度障害者を多数継続して雇用(※)し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成 (※)重度障害者を1年を超えて10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20％以上であること	支給対象費用の2／3(特例の場合3／4)	
14 人材確保等支援助成金		【労働局】
14－Ⅰ 雇用管理制度助成コース◆		
雇用管理制度(諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】	57万円＜72万円＞
14－Ⅱ 介護福祉機器助成コース◆		
介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成	【目標達成助成】	支給対象費用の20％＜35％＞(上限150万円)

14-Ⅲ 中小企業団体助成コース	
都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)上限1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限 800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限 600万円
14-Ⅳ 人事評価改善等助成コース◆	
生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に助成	【目標達成助成(※)】 <80万円> (※)評価時離床率算定期間終了後に、申請し、生産性要件を満たす(伸び率が6%以上の場合のみ)とともに、賃金アップと離職率低下を実現した場合に支給
14-Ⅴ 雇用管理制度助成コース(建設分野)◆	
①人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主、②雇用する登録基幹技能者等の賃金テーブル又は手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成	①の場合 第1回:57万円<72万円> 第2回:85.5万円<108万円> ②の場合 1人あたり年額6.65万円<8.4万円>又は3.32万円<4.2万円>(最長3年間)
14-Ⅵ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)◆	
①若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体、②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成	①の場合 【建設事業主】 (中小建設事業主) 支給対象経費の3/5<3/4> (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象経費の9/20<3/5> (※雇用管理研修等を受講させた場合、1人あたり日額8,550円<10,550円>+加算(最長6日間) 【建設事業主団体】 (中小建設事業主団体) 支給対象経費の2/3 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象経費の1/2 ②の場合 支給対象経費の2/3
14-Ⅶ 作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)◆	
①被災三県に所在する作業員宿舍、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主、②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主、③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成	①の場合 支給対象経費の2/3 ②の場合 支給対象経費の3/5<3/4> ③の場合 支給対象経費の1/2
14-Ⅷ 外国人労働者就労環境整備助成コース◆	
外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則等の多言語化など)を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成	【目標達成助成】 支給対象経費の1/2<2/3> (上限57万円<72万円>)
14-Ⅸ テレワークコース◆	
テレワークに係る制度を新たに整備し、テレワークを実施可能とする取組を行う事業主に対して助成。 所定のテレワーク実績基準及び離職率目標を満たした事業主に対して助成	【機器等導入助成】 支給対象経費の30% (上限額:1企業当たり100万円、1人当たり20万円) 【目標達成助成】 支給対象経費の20%<35%> (上限額:1企業当たり100万円、1人当たり20万円)
15 通年雇用助成金 【労働局】	
北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成	【事業所内就業、事業所外就業】支払った賃金の2/3(第1回目) 支払った賃金の1/2(第2~3回目) 【休業】休業手当と賃金の1/2(第1回目)、1/3(第2回目) 【業務転換】支払った賃金の1/3 【訓練】支給対象経費の1/2(季節的業務)、2/3(季節的業務以外) 【新分野進出】支給対象経費の1/10 【季節トライアル雇用】支払った賃金の1/2(減額あり)
16 65歳超雇用推進助成金 【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】	
16-I 65歳超継続雇用促進コース	
65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成(①~⑤) 他社による継続雇用制度の導入を行う送り出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等に必要経費をすべて負担した場合、送り出し事業主に対して助成(⑥)	【①65歳への定年の引上げ】 25・30万円 【②66歳~69歳への定年の引上げ】 30~105万円 【③70歳以上への定年の引上げ・定年の定め廃止】 120・160万円 【④希望者全員を66歳~69歳の年齢まで継続雇用する制度導入】 15~60万円 【⑤希望者全員を70歳以上の年齢まで継続雇用する制度導入】 80・100万円 ※措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて支給 ※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合、支給額はいずれか高い額 ※令和2年度までに支給申請し、69歳までの措置を実施し本コースを受給した事業主が、令和3年度以降に70歳以上の雇用確保措置を実施した場合、令和3年度以降の助成額から既受給額を差し引いた額を助成 【⑥他社による継続雇用制度の導入】 支給対象経費の1/2 ※実施した措置の内容により上限あり(5~15万円)
16-II 高齢者評価制度等雇用管理改善コース◆	
高齢者の雇用環境整備の措置(※)を実施する事業主に対して助成 (※)高齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度的見直しまたは導入及び健康診断を実施するための制度の導入	支給対象経費(その経費が50万円を超える場合は50万円)の60%<75%> (中小企業以外45%<60%>) ※1事業主につき最初の支給に限っては、50万円の経費を要したものとみなします ※生産性要件を満たした場合の助成については、生産性の伸び率が1%以上(6%未満)である場合の金融機関への事業性評価の対象外となっています
16-Ⅲ 高齢者無期雇用転換コース◆	
50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用へ転換した事業主に対して助成	1人あたり48万円<60万円>(中小企業以外は38万円<48万円>) ※生産性要件を満たした場合の助成については、生産性の伸び率が1%以上(6%未満)である場合の金融機関への事業性評価の対象外となっています

17 高年齢労働者処遇改善促進助成金		【労働局】
60歳から64歳までの高年齢労働者に適用される賃金規定等を増額改定した事業主に対して助成	事業所に雇用される労働者に係る、賃金規定等改定前後を比較した高年齢雇用継続基本給付金の減少額に以下の助成率を乗じた額を支給 ※助成率は、増額改定した賃金規定等を適用した年度の助成率が適用されます	【令和3年度又は令和4年度】 4／5（中小企業以外 2／3） 【令和5年度又は令和6年度】 2／3（中小企業以外 1／2）
18 キャリアアップ助成金		【労働局】
18-I 正社員化コース◆		
有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成	①【有期→正規】1人あたり57万円＜72万円＞（中小企業以外42.75万円＜54万円＞） ②【有期→無期】1人あたり28.5万円＜36万円＞（中小企業以外21.375万円＜27万円＞） ③【無期→正規】1人あたり28.5万円＜36万円＞（中小企業以外21.375万円＜27万円＞） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含む ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合 ①③1人あたり28.5万円＜36万円＞（中小企業以外も同額）加算 ※ 支給対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 1人あたり①9.5万円＜12万円＞（中小企業以外も同額）加算 ②③4.75万円＜6万円＞（中小企業以外も同額）加算 ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合 ①③1事業所あたり9.5万円＜12万円＞（中小企業以外7.125万円＜9万円＞）加算	
18-II 障害者正社員化コース		
障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成	【重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合】 ①【有期→正規】1人あたり120万円（中小企業以外90万円） ②【有期→無期】1人あたり60万円（中小企業以外45万円） ③【無期→正規】1人あたり60万円（中小企業以外45万円） 【重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者の場合】 ①【有期→正規】1人あたり90万円（中小企業以外67.5万円） ②【有期→無期】1人あたり45万円（中小企業以外33万円） ③【無期→正規】1人あたり45万円（中小企業以外33万円） ※当該額が対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給する。	
18-III 賃金規定等改定コース◆		
有期雇用労働者等の賃金規定等を増額改定（※）し、昇給させた事業主に対して助成 （※）賃金規定等を2％以上増額改定	【すべての有期雇用労働者等の賃金規定等を増額改定した場合】 ①【1～3人】1事業所あたり9.5万円＜12万円＞（中小企業以外7.125万円＜9万円＞） ②【4～6人】1事業所あたり19万円＜24万円＞（中小企業以外14.25万円＜18万円＞） ③【7～10人】1事業所あたり28.5万円＜36万円＞（中小企業以外19万円＜24万円＞） ④【11～100人】1人あたり2.85万円＜3.6万円＞（中小企業以外1.9万円＜2.4万円＞） 【一部の賃金規定等を増額改定した場合】 ①【1～3人】1事業所あたり4.75万円＜6万円＞（中小企業以外3.325万円＜4.2万円＞） ②【4～6人】1事業所あたり9.5万円＜12万円＞（中小企業以外7.125万円＜9万円＞） ③【7～10人】1事業所あたり14.25万円＜18万円＞（中小企業以外9.5万円＜12万円＞） ④【11～100人】1人あたり1.425万円＜1.8万円＞（中小企業以外9,500円＜1.2万円＞） ※ 中小企業において3％以上5％未満増額改定を行った場合 ・すべての賃金規定等改定 1人あたり1.425万円＜1.8万円＞加算 ・一部の賃金規定等改定 1人あたり7,600円＜9,600円＞加算 ※ 中小企業において5％以上増額改定を行った場合 ・すべての賃金規定等改定 1人あたり2.375万円＜3万円＞加算 ・一部の賃金規定等改定 1人あたり1.235万円＜1.56万円＞加算 ※職務評価を活用して増額改定を行った場合 1事業所あたり19万円＜24万円＞（14.25万円＜18万円＞）加算	
18-IV 賃金規定等共通化コース◆		
有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対して助成	1事業所あたり57万円＜72万円＞（中小企業以外42.75万円＜54万円＞） ※対象となる有期雇用労働者等が2人以上の場合、2人目から1人あたり2万円＜2.4万円＞（中小企業以外1.5万円＜1.8万円＞）加算	
18-V 諸手当制度等共通化コース◆		
有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した事業主、または有期雇用労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに規定・実施（※）した事業主に対して助成（※）有期雇用労働者等に対して延べ4人以上に実施	1事業所あたり38万円＜48万円＞（中小企業以外28.5万円＜36万円＞） ※対象となる有期雇用労働者等が2人以上の場合（有期雇用労働者等に関する法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合を除く）、2人目から1人あたり1.5万円＜1.8万円＞（中小企業以外1.2万円＜1.4万円＞）加算 ※対象となる諸手当制度を同時に2つ以上新たに規定・適用した場合、2つ目以降の手当1つにつき、16万円＜19.2万円＞（中小企業以外12万円＜14.4万円＞）加算	

18 -Ⅵ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース◆	
労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした事業主に対して助成 ※当該有期雇用労働者等の基本給を増額した場合等に助成額を加算 ※従業員数が100人を超える事業主は、一部の助成について令和3年9月30日までの時限措置	【選択的適用拡大の導入に伴い、有期雇用労働者等の働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、かつ新たに被保険者とした場合】 1事業所当たり19万円＜24万円＞（14.25万円＜18万円＞） 賃金引上げ割合に応じて、1人あたり 2%以上：1.9万円＜2.4万円＞（中小企業以外1.4万円＜1.8万円＞）加算 3%以上：2.9万円＜3.6万円＞（中小企業以外2.2万円＜2.7万円＞）加算 5%以上：4.7万円＜6万円＞（中小企業以外3.6万円＜4.5万円＞）加算 7%以上：6.6万円＜8.3万円＞（中小企業以外5万円＜6.3万円＞）加算 10%以上：9.4万円＜11.9万円＞（中小企業以外7.1万円＜8.9万円＞）加算 14%以上：13.2万円＜16.6万円＞（中小企業以外9.9万円＜12.5万円＞）加算 ※有期雇用労働者等の生産性の向上を図るための取組（研修制度や評価の仕組みの導入）を行った場合、10万円（中小企業以外7.5万円）加算
18 -Ⅶ 短時間労働者労働時間延長コース◆	
短時間労働者の週所定労働時間を延長するとともに、処遇の改善を図り、新たに被保険者とした事業主に対して助成	【週所定労働時間を5時間以上延長し、かつ新たに被保険者とした場合】 1人あたり22.5万円＜28.4万円＞（中小企業以外16.9万円＜21.3万円＞） 【労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長し、かつ新たに被保険者とした場合】 1時間以上2時間未満 1人あたり4.5万円＜5.7万円＞ （中小企業以外3.4万円＜4.3万円＞） 2時間以上3時間未満 1人あたり9万円＜11.4万円＞ （中小企業以外6.8万円＜8.6万円＞） 3時間以上4時間未満 1人あたり13.5万円＜17万円＞ （中小企業以外10.1万円＜12.8万円＞） 4時間以上5時間未満 1人あたり18万円＜22.7万円＞ （中小企業以外13.5万円＜17万円＞）

F. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成

19 両立支援等助成金		【労働局】
19 -Ⅰ 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)◆		
男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主及び育児目的休暇を導入し男性労働者の利用者が生じた事業主に対して助成	①育児休業 【1人目の育休取得】 28.5万円＜36万円＞（中小企業57万円＜72万円＞） 【2人目以降の育休取得】 a 14日以上1か月未満 14.25万円＜18万円＞ b 1か月以上2か月未満 23.75万円＜30万円＞ c 2か月以上 33.25万円＜42万円＞ （中小企業） a 5日以上14日未満 14.25万円＜18万円＞ b 14日以上1か月未満 23.75万円＜30万円＞ c 1か月以上 33.25万円＜42万円＞ ※1企業あたり1年度10人まで ※対象労働者の育休取得を後押しする取組を実施した場合、以下の金額を加算。 【1人目】 5万円＜6万円＞（中小企業10万円＜12万円＞） 【2人目以降】 2.5万円＜3万円＞（中小企業5万円＜6万円＞） ②育児目的休暇 14.25万円＜18万円＞（中小企業28.5万円＜36万円＞） ※1企業1回まで支給	
19 -Ⅱ 介護離職防止支援コース◆		
介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主、又は仕事と介護との両立に資する制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成 新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために有給休暇を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成	①介護休業 【休業取得時】 28.5万円＜36万円＞ 【職場復帰時】 28.5万円＜36万円＞ ②介護両立支援制度 28.5万円＜36万円＞ ※それぞれ、1企業あたり1年度5人まで支給 ③新型コロナウイルス感染症対応特例 【有給休暇取得日数が5日以上10日未満】 20万円 【有給休暇取得日数が10日以上】 35万円 ※1企業あたり、上記2つあわせて5人まで支給	
19 -Ⅲ 育児休業等支援コース◆		
育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成 育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成 育児休業から復帰後の支援として、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が生じた事業主に対して助成	①育休取得時 28.5万円＜36万円＞ ②職場復帰時 28.5万円＜36万円＞ ※業務代替労働者への職場支援等の取組をした場合②の金額に19万円＜24万円＞加算 ※1企業あたり雇用期間の定めのない労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給 ③代替要員確保時 47.5万円＜60万円＞ ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、9.5万円＜12万円＞加算 ※1企業あたり1年度10人まで支給（最初の支給から5年間に限る） ④職場復帰後支援 【子の看護休暇制度】 ・制度導入時 28.5万円＜36万円＞ ・制度利用時 取得した休暇時間数に1,000円＜1,200円＞を乗じた額 【保育サービス費用補助制度】 ・制度導入時 28.5万円＜36万円＞ ・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額 ※制度導入時の助成は「子の看護休暇制度」「保育サービス費用補助制度」いずれかについて、1企業あたり1回まで支給 ※制度利用時の助成は1企業1年度あたり「子の看護休暇制度」は200時間＜240時間＞、「保育サービス費用補助制度」は20万円＜24万円＞まで支給 ⑤新型コロナウイルス感染症対応特例 対象労働者1人当たり5万円 ※1企業あたり対象労働者延べ10人まで支給（上限50万円）	

19-Ⅳ 女性活躍加速化コース◆	
常時雇用する労働者が300人以下の中小企業事業主が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍推進に関する数値目標及び数値目標の達成に向けた取組目標を盛り込んだ行動計画を策定し、女性が活躍しやすい職場環境の整備等の取組を行い、目標を達成した場合に助成	1企業1回限り 数値目標達成時 47.5万円<60万円>
19-Ⅴ 事業所内保育施設コース	
労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体に対してその費用の一部を助成 ※平成28年4月1日以降、新規申請受付は停止しています	設置費 設置費用の2/3(中小企業以外1/3)※上限2,300万円(中小企業以外1,500万円) 運営費 年間の1日平均保育乳幼児1人あたり 年額45万円(中小企業以外34万円) ※上限1,800万円(中小企業以外1,360万円) 増築または建替え費 増築費用の1/2(中小企業以外1/3)※上限1,150万円(中小企業以外750万円) 建替え費用の1/2(中小企業以外1/3)※上限2,300万円(中小企業以外1,500万円)
19-Ⅵ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給(年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上)の休暇制度(年次有給休暇を除く)を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に対して助成	①対象となる労働者 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者(雇用保険被保険者に限る) ②支給額 対象労働者1人当たり 28.5万円(1事業所当たり5人まで) ③対象期間等 令和3年4月1日～令和4年1月31日 (※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間) ※上記に加えて、左記の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主に対する助成金を設けている(15万円 1回限り)
19-Ⅶ 不妊治療両立支援コース◆	
不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(①不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可))、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制度、⑥テレワーク)の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度や①～⑥の両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成	①環境整備、休暇の取得等 1事業主当たり 28.5万円 < 36万円 > ※「不妊治療プラン」を策定し、不妊治療と仕事の両立のための社内のニーズの調査や、利用できる休暇制度等の周知を行い、当該プランに基づき、休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上利用労働者に取得又は利用させた事業主 ②長期休暇の加算 1人当たり 28.5万円 < 36万円 > ※連続20日以上休暇を取得し、原職復帰後3か月以上継続勤務させた場合 1事業主当たり、1年度5人まで

G. 人材開発関係の助成金

20 人材開発支援助成金		【労働局】
20-Ⅰ 特定訓練コース◆		
OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練について助成	①【賃金助成】 1時間あたり760円(中小企業以外380円) ②【訓練経費助成】 実費相当額の45%(中小企業以外30%) ※特定分野認定実習併用職業訓練の場合は60%(中小企業以外45%) ③【OJT実施助成】 1時間あたり665円(中小企業以外380円) 【生産性向上助成(※)】 ①の場合 1時間あたり<200円>(中小企業以外<100円>) ②の場合 実費相当額の<15%>(中小企業以外<15%>) ③の場合 1時間あたり<175円>(中小企業以外<100円>) (※)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給	
20-Ⅱ 一般訓練コース◆		
職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練に対して助成	①【賃金助成】 1時間あたり380円 ②【訓練経費助成】 実費相当額の30% 【生産性向上助成(※)】 ①の場合 1時間あたり<100円> ②の場合 実費相当額の<15%> (※)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給	
20-Ⅲ 教育訓練休暇付与コース◆		
①有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合、もしくは②有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	①の場合 【定額助成】 30万円 ②の場合 【経費(定額)助成】20万円 【賃金助成(※1)】1人1日あたり6,000円 (※1)最大150日分の日額助成とし、雇用する企業全体の被保険者数が100人未満の企業は1名分、同100人以上の企業は2名分を支給対象者数の上限とし、長期教育訓練休暇の取得期間に、当該休暇を取得する被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主のみ助成対象とする 【生産性向上助成】 ①の場合 【定額助成】<6万円> ②の場合(※2) 【経費(定額)助成】<4万円> 【賃金助成】<1,200円> (※2)休暇取得開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給	

20-Ⅳ 特別育成訓練コース◆	
有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	①【Off-JT 賃金助成】1時間あたり760円(中小企業以外475円) 【Off-JT 訓練経費助成】実費助成(※1) (※1)訓練時間数に応じて1人あたり次の額を限度 【一般職業訓練、有期実習型訓練】 20時間以上100時間未満 10万円(中小企業以外7万円) 100時間以上200時間未満 20万円(中小企業以外15万円) 200時間以上 30万円(中小企業以外20万円) ②【OJT 訓練実施助成】1時間あたり760円(中小企業以外665円) 【生産性向上助成(※2)】 ①の場合 1時間あたり200円(中小企業以外125円) ②の場合 1時間あたり200円(中小企業以外175円) (※2)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給
20-Ⅴ 建設労働者認定訓練コース◆	
①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体(※1)、②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主(※2)に対して助成 (※1)広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた中小建設事業主または中小建設事業主団体に限る (※2)人材開発支援助成金(特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コースのいずれかのコース)の支給を受けた中小建設事業主に限る	①の場合 【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 ②の場合 【賃金助成】1人あたり日額3,800円 ②の場合(生産性向上助成(※)) 【賃金助成】1人あたり日額<1,000円> (※)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給
20-Ⅵ 建設労働者技能実習コース◆	
雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成	【経費助成(建設事業主)】 (20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4 (21人以上の中小建設事業主) 35歳未満 支給対象費用の7/10 35歳以上 支給対象費用の9/20 (中小建設事業主以外の建設事業主)支給対象費用の3/5(※1) (※1) 女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【経費助成(建設事業主)(生産性向上(※2))】 支給対象費用の<3/20> (※2)訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給 【経費助成(建設事業主団体)】 (中小建設事業主団体) 支給対象費用の4/5 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象費用の2/3(※1) 【賃金助成】(最長20日間) (20人以下の中小建設事業主) 1人あたり日額8,550円(9,405円(※3)) (21人以上の中小建設事業主) 1人あたり日額7,600円(8,360円(※3)) (※3)建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合 【賃金助成】(生産性向上助成(※2)) (20人以下の中小建設事業主) 1人あたり日額<2,000円> (21人以上の中小建設事業主) 1人あたり日額<1,750円>
20-Ⅶ 障害者職業能力開発コース	
障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成	【施設設置費】支給対象費用の3/4 【運営費】支給対象費用の3/4(重度障害者等は4/5)
21 職場適応訓練費	
都道府県労働局長の委託を受けて職場適応訓練を実施した事業主に対して助成 ※職場適応訓練費は、雇用関係助成金とは異なりますが、事業主提出の雇用保険二事業を財源とする制度です	【一般の職場適応訓練(月額)】 2.4万円(重度の障害者以外) 2.5万円(重度の障害者) 【短期の職場適応訓練(日額)】 960円(重度の障害者以外) 1,000円(重度の障害者)

<雇用関係助成金に関する勧誘にご注意ください。>

雇用関係助成金の申請や、助成対象の診断及び受給額の無料査定をするといった記載の書面を一方向的に送付(FAX)することによって助成金の活用を勧誘する業者の情報が寄せられています。

厚生労働省や労働局・ハローワークでは、このような勧誘に関与している事実はありませんので、十分に御注意ください。

雇用関係助成金に関する留意事項

雇用関係助成金を受給できない事業主（事業主団体を含む）

- 平成31年4月1日以降に雇用関係助成金を申請し、不正受給（※1）による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けた場合、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない事業主。

なお、支給決定取消日から5年を経過した場合であっても、不正受給による請求金（※2）を納付していない事業主は、時効が完成している場合を除き、納付日まで申請できません。

※1 不正受給とは、偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金を受け、または受けようとすることをいいます。例えば、離職理由に虚偽がある場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）も、不正受給に当たります

※2 請求金とは、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額です

- 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について、申請事業主の役員等に他の事業主の役員等として不正受給に関与した役員等がいる場合は、申請することができません（※3）。

※3 この場合、他の事業主が不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない場合や支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金を納付していない場合（時効が完成している場合を除く）は、申請できません

- 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主。
- 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主。
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主。

※ これらの営業を行っていても、接待業務等に従事しない労働者（事務、清掃、送迎運転、調理など）の雇い入れに係る助成金については、受給が認められる場合があります。また、雇い入れ以外の助成金についても、例えば旅館事業者などで、許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合や、接待営業の規模が事業全体の一部である場合は、受給が認められます。なお、「雇用調整助成金」及び「産業雇用安定助成金」については、性風俗関連営業を除き、原則受給が認められます

- 事業主又は事業主の役員等が、暴力団と関わりのある場合。
- 事業主又は事業主の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体に属している場合。
- 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主。
- 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、都道府県労働局が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主。

上記のいずれかに該当する場合は、全ての雇用関係助成金に共通して受給できません。また、このほかに各助成金の個別の要件を満たさない場合も受給できません。

<雇用関係助成金申請に当たってのご注意①>

事業主の方へ

- 不正受給を行った事業主は、
 - ①返還額の20%に相当する額が請求されます。
 - ②事業主名等が原則公表されます。
- 不正に関与した社会保険労務士又は代理人（弁護士を含む）が事業主の申請等を代わって行った場合、助成金の支給対象とならない場合（※1）があります。
※1 助成金の支給対象とならない場合とは、不正に関与した社会保険労務士又は代理人（弁護士を含む）が申請を代わって行う場合です。次ページも併せてご参照ください
- 訓練（※2）の実施が要件となっている助成金について、不正に関与した訓練実施者が行った訓練については、助成金の支給対象とならない場合（※3）があります。
不正に関与した訓練実施者については、厚生労働省ホームページ（「事業主の方のための雇用関係助成金」）に掲載しますので、ご確認ください。
※2 ここでいう訓練とは、職業訓練、教育訓練など訓練名称の如何を問わず、広く研修等を含みます
※3 助成金の支給対象とならない場合とは、不正に関与した訓練実施者が行う訓練計画を立てて（又は計画のない場合は訓練を実施して）申請を行う場合です。次ページも併せてご参照ください
- 「支給要件確認申立書」をご提出ください。「支給要件確認申立書」は申請の都度、提出する必要があります。
- 原則として、提出された書類により審査を行います。書類の不備にはご注意ください。
- 都道府県労働局に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- 雇用関係助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。
- 国、地方公共団体（地方公営企業法第2条の規定の適用を受ける地方公共団体が経営する企業を除く。）、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人に対しては、雇用関係助成金は支給されません。
- 雇用関係助成金関係書類を郵送する場合は、郵送事故を防ぐため、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法により送付してください。また、申請期限までに到達していることが必要です。
原則として提出された書類により審査を行いますので、書類の不備や記入漏れがないよう、事前によくご確認ください。なお、助成金申請窓口でのご持参による受付も引き続き行っています。

<雇用関係助成金申請に当たってのご注意②>

社会保険労務士又は代理人（弁護士を含む）の方へ

事業主の申請を代わって行う場合、以下の事項に同意していただく必要があります。

- 支給のための審査に必要な事項の確認（※）に協力すること
※ 事務所等への立ち入りを含みます
- 不正受給に関与していた場合は、
 - ①申請事業主が負担すべき一切の債務について、申請事業主と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと
 - ②事務所（又は法人）名等が公表されること
 - ③不支給とした日又は支給を取り消した日から5年間（取り消した日から5年経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、雇用関係助成金に係る社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請又は代理人が行う申請ができないこと

訓練実施者の方へ ※訓練の実施を要件としている助成金に限ります

訓練実施者とは職業訓練、教育訓練など訓練名称の如何を問わず、広く研修等を含め、事業主からの委託等により実施する者です。

計画届が提出される訓練（ただし、計画届がない場合は実施される訓練）について、以下の事項に同意していただく必要があります。

- 支給のための審査に必要な事項の確認（※）に協力すること
※ 訓練実施者への立ち入りを含みます。
- 不正受給に関与していた場合は、
 - ①申請事業主が負担すべき一切の債務について、申請事業主と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと
 - ②訓練実施者（又は法人）名等が公表されること
 - ③不支給とした日又は支給を取り消した日から5年間（取り消した日から5年経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、不正受給に関与した訓練実施者が行う訓練については、助成金の支給対象とならないこと

雇用関係助成金に関する主なお問い合わせ先一覧

都道府県 労働局	主なお問い合わせ先 (※申請先は異なる場合があります)	電話番号	その他のお問い合わせ先 (詳しくは各労働局HPをご参照ください)	電話番号
北海道	雇用助成金さっぽろセンター、各ハローワーク	北海道労働局HP参照	職業対策課	北海道労働局HP参照
青森県	職業対策課、各ハローワーク	青森労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	017-734-6651
岩手県	職業対策課分室 助成金相談コーナー	019-606-3285	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	019-604-3010
宮城県	職業対策課 助成金部門	022-299-8063	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	022-299-8844
秋田県	職業対策課	018-883-0010	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	018-862-6684
山形県	各ハローワーク	山形労働局HP参照	職業対策課	023-626-6101
福島県	各ハローワーク	福島労働局HP参照	職業対策課、雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	福島労働局HP参照
茨城県	職業対策課	029-224-6219	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	029-277-8294
栃木県	職業対策課分室（助成金事務センター）	028-614-2263	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	028-633-2795
群馬県	職業対策課	027-210-5008	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	027-896-4739
埼玉県	各ハローワーク	埼玉労働局HP参照	職業対策課 助成金センター 雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	048-600-6217 048-600-6210
千葉県	職業対策課	千葉労働局HP参照	職業対策課分室	043-441-5678
東京都	各ハローワーク	東京労働局HP参照	雇用環境・均等部 企画課（両立支援等助成金） 助成金事務センター（両立支援等助成金以外）	東京労働局HP参照
神奈川県	職業対策課 神奈川助成金センター	神奈川労働局HP参照	雇用環境・均等部 企画課（両立支援等助成金）	045-211-7357
新潟県	職業対策課 助成金センター	025-278-7181	雇用環境・均等室	025-288-3527
富山県	職業対策課 助成金センター	076-432-9162	職業対策課、訓練室、雇用環境・均等室	富山労働局HP参照
石川県	職業対策課	076-265-4428	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	076-265-4429
福井県	職業対策課	0776-26-8613		
山梨県	職業対策課	055-225-2858	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	055-225-2851
長野県	職業対策課、各ハローワーク	長野労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	026-223-0551
岐阜県	職業対策課 助成金センター	058-263-5650	雇用環境・均等室	058-245-1550
静岡県	職業対策課	054-271-9970	雇用調整助成金センター（雇用調整助成金） 雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	054-653-6116 054-254-6320
愛知県	あいち雇用助成室	052-219-5518	雇用環境・均等部 企画課（両立支援等助成金）	052-857-0313
三重県	職業対策課 助成金室	059-226-2111	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	059-261-2978
滋賀県	職業対策課 助成金コーナー	077-526-8251	職業対策課 雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	077-526-8686 077-523-1190
京都府	助成金センター、各ハローワーク	京都労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	075-241-3212
大阪府	助成金センター	06-7669-8900	雇用環境・均等部 企画課（両立支援等助成金）	06-6941-4630
兵庫県	ハローワーク助成金デスク	078-221-5440	雇用環境・均等部 企画課	078-367-0700
奈良県	職業安定部 助成金センター	0742-35-6336	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0742-32-0210
和歌山県	職業対策課	073-488-1161	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	073-488-1170
鳥取県	各ハローワーク	鳥取労働局HP参照	職業対策課	0857-29-1708
島根県	助成金相談センター	0852-20-7029	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0852-20-7007
岡山県	職業対策課 助成金事務室	086-238-5301	職業対策課	086-801-5107
広島県	職業対策課	082-502-7832	各ハローワーク 助成金担当窓口	広島労働局HP参照
山口県	職業対策課	083-995-0383	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	083-995-0390
徳島県	助成金センター、各ハローワーク	徳島労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	088-652-2718
香川県	職業対策課	087-811-8923	雇用環境・均等室	087-811-8924
愛媛県	職業対策課分室（助成金センター）	089-987-6370	職業対策課、雇用環境・均等室	愛媛労働局HP参照
高知県	職業対策課、各ハローワーク	高知労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	高知労働局HP参照
福岡県	福岡助成金センター	092-411-4701	雇用環境・均等部 企画課	092-411-4717
佐賀県	職業対策課	0952-32-7173	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0952-32-7218
長崎県	職業対策課	095-801-0042	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	095-801-0050
熊本県	職業対策課	096-211-1704	職業対策課分室 雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	096-312-0086 096-352-3865
大分県	大分助成金センター	097-535-2100	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	097-532-4025
宮崎県	宮崎労働局 助成金センター	0985-62-3125	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0985-38-8821
鹿児島県	職業対策課	099-219-5101	雇用環境・均等室	099-222-8446
沖縄県	沖縄助成金センター	098-868-1606	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	098-868-4403

※「障害者雇用納付金制度の助成金」、「65歳超雇用推進助成金」のお問い合わせ先については、22ページをご参照ください。

障害者雇用納付金制度の助成金、65歳超雇用推進助成金のお問い合わせ先一覧

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課等

都道府県	所在地	電話番号
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田	〒010-0101 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望ヶ丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 N E X T 2 1ビル12階	025-226-6011
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井	〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-10-1 M I テラス名古屋伏見4階	052-218-3385
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722
兵庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良	〒634-0033 橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知	〒781-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

Ⅱ 労働条件等関係助成金のご案内

職場環境の改善、生産性向上に向けた取組などに、ぜひ、ご活用ください。

受給対象となる事業主・申請期間

- 労働条件等関係助成金は主に中小企業事業主を対象としています。
- 各助成金によって申請期間が異なりますのでご注意ください。なお、対象事業主数は国の予算額に制約されるため、申請期間中に受付を締め切る場合があります。

中小企業事業主の範囲

- 中小企業事業主の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

留意事項

- お問い合わせ先は各助成金によって異なりますので詳細版パンフレット等でご確認ください。（ハローワークでは申請を受け付けていないのでご注意ください。）
- 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。
また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

労働条件等関係助成金一覧

※助成金の財源は事業主拠出の労災保険料です。ただし、「業務改善助成金」は一般会計、「退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成」は労災保険料と雇用保険料の折半となっています。◆は、生産性要件を付与する助成金です。

※記載されている内容は概要です。詳細については、詳細版をご覧ください。27ページの問い合わせ先にお尋ねください。

（問い合わせ先）

【労働局】都道府県労働局（p.27）

その他、各助成金に応じて、(独)労働者健康安全機構、(独)勤労者退職金共済機構が問い合わせ先となります。

A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金

1 業務改善助成金◆

【労働局】

事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して助成	(1) 助成率 設備投資等に要した費用の $\frac{3}{4} < \frac{4}{5}$ (※<>は生産性要件を満たす場合) なお、事業場内最低賃金900円未満の事業場で助成対象となった場合は、設備投資等に要した費用の $\frac{4}{5} < \frac{9}{10}$ (2) 上限額 【20円以上引き上げた場合】 引上げ労働者数1人の場合は20万円、2～3人の場合は30万円、4～6人の場合は50万円、7人以上の場合は70万円 【30円以上引き上げた場合】 引上げ労働者数1人の場合は30万円、2～3人の場合は50万円、4～6人の場合は70万円、7人以上の場合は100万円 【60円以上引き上げた場合】 引上げ労働者数1人の場合は60万円、2～3人の場合は90万円、4～6人の場合は150万円、7人以上の場合は230万円 【90円以上引き上げた場合】 引上げ労働者数1人の場合は90万円、2～3人の場合は150万円、4～6人の場合は270万円、7人以上の場合は450万円
---	---

B. 労働時間等の設定改善を支援するための助成金

2 働き方改革推進支援助成金

【労働局】

2-I 労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

- (1) 助成率
3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
- (2) 上限額
成果目標の達成状況に基づき、最大200万円(一定要件の場合、最大440万円)
(※詳細については詳細版パンフレットをご覧ください)

2-II 勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

- (1) 助成率
3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
- (2) 上限額
インターバル時間数等に応じて、
①9時間以上11時間未満 80万円(一定要件の場合、最大320万円)
②11時間以上 100万円(一定要件の場合、最大340万円) など
(※詳細については詳細版パンフレットをご覧ください)

2-III 労働時間適正管理推進コース

労務・労働時間の適正管理を推進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

- (1) 助成率
3/4(事業規模30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5)
- (2) 上限額
50万円(一定要件の場合、最大290万円)
(※詳細については詳細版パンフレットをご覧ください)

2-IV 団体推進コース

中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成

- (1) 助成率
定額
- (2) 上限額
500万円
都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は上限額1,000万円

C. 受動喫煙防止対策を支援するための助成金

3 受動喫煙防止対策助成金

【労働局】

労働者の健康を保護する観点から、事業場における受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じた事業主に対して助成

- (1) 助成率
2/3(飲食店以外は1/2)
- (2) 上限額
100万円

D. 産業保健活動を支援するための助成金

4 産業保健関係助成金 【(独)労働者健康安全機構】

4-I ストレスチェック助成金

産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した小規模事業場に対して助成 ①ストレスチェックの実施に対する助成 ②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成	①従業員1人につき500円を上限として、その実費額 ②医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額（一事業場につき年3回が限度）
--	---

4-II 職場環境改善計画助成金

ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、 【事業場コース】専門家の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した事業場に対して助成 【建設現場コース】専門家の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した建設現場に対して助成	【事業場コース】10万円を上限として、指導費用の実費額(将来にわたって1回限り) 【建設現場コース】10万円を上限として、指導費用の実費額(同一年度同一県内の建設会社に1回限り)
--	---

4-III 心の健康づくり計画助成金

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む。)を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した事業主に対して助成	一律10万円 (一企業につき将来にわたって1回限り)
--	---------------------------------------

4-IV 小規模事業場産業医活動助成金

小規模事業場が産業医等と契約して産業医活動を実施した事業主に対して助成 【産業医コース】産業医の要件を備えた医師と産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、実際に産業医活動が行われた場合に助成 【保健師コース】保健師と産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、実際に産業保健活動が行われた場合に助成 【直接健康相談環境整備コース】産業医契約又は産業保健師契約のいずれかに、契約した産業医又は保健師に労働者が直接健康相談できる環境を整備する条項を含めて締結し、労働者へ周知した場合に助成	6か月当たり10万円を上限として、その実費額 (一事業場につき将来にわたって2回限り)
---	--

4-V 治療と仕事の両立支援助成金

労働者の傷病の特性に応じた治療と仕事を両立できる制度の導入等を行った事業主に対して助成 【環境整備コース】新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した場合に助成 【制度活用コース】両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、実際に適用した場合に助成	【環境整備コース】20万円(1回のみ) 【制度活用コース】20万円(1事業主あたり有期契約労働者1人、雇用期間の定めのない労働者1人の計2人まで)
--	---

4-VI 副業・兼業労働者に対する健康確保措置助成金

事業場が、副業・兼業労働者の健康確保のため、一般健康診断を実施した場合に助成	副業・兼業労働者1人につき1万円を上限として、その実費額、1事業場当たり10万円が上限
---	--

4-VII 事業場における労働者の健康保持増進計画助成金

事業場が、「事業場における労働者の健康保持増進ための指針」に基づき、健康保持増進計画を作成し、健康保持増進措置を実施した場合に助成	10万円を上限として、健康測定・健康指導・研修等の費用の実費額(将来にわたって1回限り)
--	---

E. 最新の安全規格に適合するための補助金

5 既存不適合機械等更新支援補助金 【労働基準局安全衛生部安全課】

構造規格改正時に設けられた経過措置により最新の構造規格の適用が猶予され、最新の構造規格に適合しないものを所有する中小企業等に対して、買換え等に要する費用の一部を助成 ①移動式クレーン構造規格に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン(3t未満)の改修・買い換え等 ②墜落制止用具の規格に適合していない既存の安全帯の買い換え	①1機あたり、補助対象経費(買い換え等の経費)と基準額(100万円)と比較して、少ない方の額の2分の1 (複数の申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は150万円を上限とする。) ②1本あたり、補助対象経費(買い換えの経費)と基準額(2万円)と比較して、少ない方の額の2分の1 (複数の申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は30万円を上限とする。)
---	---

F. 高齢者の安全衛生確保対策を支援するための補助金

6 エイジフレンドリー補助金		【労働基準局安全衛生部安全課】
60歳以上の高齢者を雇用する中小企業事業者を対象に、安全衛生確保に係る取組について費用の一部を助成 (取組例) ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入 ・働く高齢者の健康や体力の状況の把握等 ・高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生教育	間接補助対象経費の2分の1又は100万円のいずれか低い方の額	

G. 溶接ヒューム濃度測定のための補助金

7 有害物ばく露防止対策補助金		【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】
作業環境測定機関(作業環境測定を行うことが作業場の種類について、作業環境測定法施行規則別表第4号の登録を受けているもの)が実施した金属アーク溶接等作業中の労働者に試料採取機器(サンプラー及びポンプ)を装着することによる溶接ヒューム等の濃度測定、採取された試料の原子吸光分析等の方法による分析を実施した中小企業事業者に対して、その費用の一部を助成	(1) 金属アーク溶接等作業従事労働者1名につき20,000円まで(補助率1/2) (2) 申請できる金属アーク溶接従事労働者の人数は当該事業場のうち1作業場当たり最大2名 (3) 補助額の合計は1事業場当たり最大8万円	

H. 退職金制度の確立等を支援するための助成

8 中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成		【(独)勤労者退職金共済機構】
8 - I 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成		
中小企業退職金共済制度に新たに参加する事業主や、既に同制度に参加している事業主が掛金月額を増額する場合に、その掛金の一部を助成	【新規加入掛金助成】 (1) 対象労働者の掛金月額の1／2(労働者ごとに上限5,000円)を、事業主が中退共済制度に新たに参加してから4か月目より1年間控除 (2) 1週間の所定労働時間が30時間未満の短時間労働者について、特例掛金月額(掛金月額が2,000円・3,000円・4,000円のいずれかが適用されている場合は、(1)の控除額に、掛金月額が2,000円の場合は300円、3,000円の場合は400円、4,000円の場合は500円を上乗せした額をそれぞれ控除 【掛金月額変更掛金助成】 対象労働者の掛金月額を増額分(増額前の掛金月額と増額後の掛金月額の差額)の1／3の額を、増額した月より1年間、増額後の掛金月額の納付額から控除	
8 - II 建設業退職金共済制度に係る掛金助成		
建設業退職金共済制度に新たに参加する事業主または既に参加している事業主に対して、その掛金の一部を助成	対象労働者が建退共済制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(月額310円)の1／3(50日分)の納付を免除	
8 - III 清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成		
清酒製造業退職金共済制度に新たに参加する事業主または既に参加している事業主に対して、その掛金の一部を助成	対象労働者が清退共済制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(月額300円)の1／3(60日分)の納付を免除	
8 - IV 林業退職金共済制度に係る掛金助成		
林業退職金共済制度に新たに参加する事業主または既に参加している事業主に対して、その掛金の一部を助成	対象労働者が林退共済制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(月額470円)の1／3(62日分)の納付を免除	

労働条件等関係助成金に関する主なお問い合わせ先一覧

都道府県労働局の主なお問い合わせ先		電話番号
北海道	雇用環境・均等部 企画課	011-788-7874
	労働基準部 健康課	011-709-2311
青森県	雇用環境・均等室	017-734-6651
	労働基準部 健康安全課	017-734-4113
岩手県	雇用環境・均等室	019-604-3010
	労働基準部 健康安全課	019-604-3007
宮城県	雇用環境・均等室	022-299-8844
	労働基準部 健康安全課	022-299-8839
秋田県	雇用環境・均等室	018-862-6684
	労働基準部 健康安全課	018-862-6683
山形県	雇用環境・均等室	023-624-8228
	労働基準部 健康安全課	023-624-8223
福島県	雇用環境・均等室 企画調整・助成金係	024-536-2777
	労働基準部 健康安全課	024-536-4603
茨城県	雇用環境・均等室 助成金係	029-277-8294
	労働基準部 健康安全課	029-224-6215
栃木県	雇用環境・均等室	028-633-2795
	労働基準部 健康安全課	028-634-9117
群馬県	雇用環境・均等室	027-896-4739
	労働基準部 健康安全課	027-896-4736
埼玉県	雇用環境・均等室	048-600-6210
	労働基準部 健康安全課	048-600-6206
千葉県	雇用環境・均等室	043-221-2307
	労働基準部 健康安全課	043-221-4312
東京都	雇用環境・均等部 企画課	03-6893-1100
	労働基準部 健康課	03-3512-1616
神奈川県	雇用環境・均等部 企画課	045-211-7357
	労働基準部 健康課	045-211-7353
新潟県	雇用環境・均等室	025-288-3527
	労働基準部 健康安全課	025-288-3505
富山県	雇用環境・均等室 企画	076-432-2728
	労働基準部 健康安全課	076-432-2731
石川県	雇用環境・均等室	076-265-4429
	労働基準部 健康安全課	076-265-4424
福井県	雇用環境・均等室 助成金係	0776-22-0221
	労働基準部 健康安全課	0776-22-2657
山梨県	雇用環境・均等室	055-225-2851
	労働基準部 健康安全課	055-225-2855
長野県	雇用環境・均等室	026-223-0560
	労働基準部 健康安全課	026-223-0554
岐阜県	雇用環境・均等室	058-245-1550
	労働基準部 健康安全課	058-245-8103
静岡県	雇用環境・均等室 企画	054-254-6320
	労働基準部 健康安全課	054-254-6314
愛知県	雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)	052-857-0313
	労働基準部 健康課	052-972-0256
三重県	雇用環境・均等室	059-261-2978
	労働基準部 健康安全課	059-226-2107
滋賀県	雇用環境・均等室	077-523-1190
	労働基準部 健康安全課	077-522-6650
京都府	雇用環境・均等室	075-241-3212
	労働基準部 健康安全課	075-241-3216
大阪府	雇用環境・均等部 企画課	06-6941-4630
	労働基準部 健康課	06-6949-6500
兵庫県	雇用環境・均等部 企画課	078-367-0700
	労働基準部 健康課	078-367-9153
奈良県	雇用環境・均等室	0742-32-0210
	労働基準部 健康安全課	0742-32-0205
和歌山県	雇用環境・均等室	073-488-1170
	労働基準部 健康安全課	073-488-1151
鳥取県	雇用環境・均等室 企画担当	0857-29-1701
	労働基準部 健康安全課	0857-29-1704
島根県	雇用環境・均等室	0852-20-7007
	労働基準部 健康安全課	0852-31-1157
岡山県	雇用環境・均等室	086-224-7639
	労働基準部 健康安全課	086-225-2013
広島県	雇用環境・均等室	082-221-9247
	労働基準部 健康安全課	082-221-9243
山口県	雇用環境・均等室	083-995-0390
	労働基準部 健康安全課	083-995-0373

都道府県労働局の主なお問い合わせ先		電話番号
徳島県	雇用環境・均等室	088-652-2718
	労働基準部 健康安全課	088-652-9164
香川県	雇用環境・均等室	087-811-8924
	労働基準部 健康安全課	087-811-8920
愛媛県	雇用環境・均等室	089-935-5222
	労働基準部 健康安全課	089-935)-5204
高知県	雇用環境・均等室	088-885-6041
	労働基準部 健康安全課	088-885-6023
福岡県	雇用環境・均等部 企画課	092-411-4717
	労働基準部 健康課	092-411-4798
佐賀県	雇用環境・均等室	0952-32-7218
	労働基準部 健康安全課	0952-32-7176
長崎県	雇用環境・均等室	095-801-0050
	労働基準部 健康安全課	095-801-0032
熊本県	雇用環境・均等室	096-352-3865
	労働基準部 健康安全課	096-355-3186
大分県	雇用環境・均等室	097-532-4025
	労働基準部 健康安全課	097-536-3213
宮崎県	雇用環境・均等室 企画班	0985-38-8821
	労働基準部 健康安全課	0985-38-8835
鹿児島県	雇用環境・均等室(企画担当)	099-222-8446
	労働基準部 健康安全課	099-223-8279
沖縄県	雇用環境・均等室(助成金関係)	098-868-4403
	労働基準部 健康安全課	098-868-4402

その他のお問い合わせ先	電話番号
4.産業保健関係助成金	
(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課 助成金専用ナビダイヤル	0570-783046
5.既存不適合機械等更新支援補助金	
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 (申請等詳細な情報については厚生労働省ホームページをご参照ください)	03-5253-1111 (内線5485)
6.エイジフレンドリー補助金	
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 (申請等詳細な情報については厚生労働省ホームページをご参照ください)	03-5253-1111 (内線5487)
7.有害物ばく露防止対策補助金	
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 (申請等詳細な情報については厚生労働省ホームページをご参照ください)	03-5253-1111 (内線5610)
8.中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成	
I 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成	
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	03-6907-1234
II 建設業退職金共済制度に係る掛金助成	
(独)勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部	03-6731-2831
III 清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成	
(独)勤労者退職金共済機構 清酒製造業退職金共済事業本部	03-6731-2887
IV 林業退職金共済制度に係る掛金助成	
(独)勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部	03-6731-2887

※「産業保健関係助成金」「既存不適合機械等更新支援補助金」「エイジフレンドリー補助金」「有害物ばく露防止対策補助金」「中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成」のお問い合わせ先は、都道府県労働局ではなく上記の「その他のお問い合わせ先」となっておりますのでご注意ください。

※「受動喫煙防止対策助成金」のお問い合わせ先は、都道府県労働局の健康安全課または健康課となっておりますのでご注意ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構・
(独)労働者健康安全機構・(独)勤労者退職金共済機構